

**「移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）」における  
出店場所の開拓・出店調整等業務委託 募集要領**

**1 趣旨**

飲食業者等の新事業への挑戦を応援するため、チャレンジの場の提供を行う「移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）」を実施するにあたり、市内における出店場所の開拓・醸成・出店調整等について、委託を行うものである。

**2 業務の概要**

**（1）委託業務名**

「移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）」における出店場所の開拓・出店調整等業務委託

**（2）業務の内容**

別紙『「移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）」における出店場所の開拓・出店調整等業務委託 仕様書』のとおり

**（3）委託業務期間**

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**（4）委託契約金額の上限**

4,400,000円（消費税・地方消費税含む）

**3 応募者資格**

次に掲げる要件のすべてに該当する団体であることとする。

- （1）代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- （2）参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （3）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- （4）神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- （5）銀行取引停止処分を受けていないこと。
- （6）会社更生法に基づく再生手続き開始の申立または民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生または再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- （7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力でないこと。
- （8）租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- （9）共同企業体による応募も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記（1）から（8）を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。なお、共同企業体による応募の場合、（別紙）評価

項目の地元企業に関する配点は、代表者の属する企業の所在地により決定する。

#### 4 スケジュール

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| (1) 公募開始             | 令和7年2月17日(月)       |
| (2) 参加申請関係書類・質問票提出期限 | 令和7年3月4日(火) 17時必着  |
| (3) 質問に対する回答         | 令和7年3月7日(金) 予定     |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限   | 令和7年3月18日(火) 17時必着 |
| (5) 選考審査会            | 令和7年3月24日(月) 予定    |
| (6) 委託事業者決定通知        | 令和7年3月下旬予定         |
| (7) 契約締結・業務開始        | 令和7年4月1日(火) 予定     |

#### 5 参加申請関係書類の提出

##### (1) 受付期間

令和7年2月17日(月)～令和7年3月4日(火) 17時まで

##### (2) 提出方法

本要領11に記載の担当部署に持参又は郵送すること

##### (3) 提出書類

①参加申込書(様式1号)

②参加資格確認書(様式2号)

③法人登記簿謄本(提出日から起算して3ヶ月以内に発行された正本)

④団体概要(様式3号)

※直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可

⑤法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書(直近1年分、写しでも可)

※滞納がないことを証明する納税証明書によること

※当該区市町村において、上記様式がない場合は各区市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること

⑥神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式4号)

⑦共同企業体結成届出書(様式5号)(共同企業体による参加申込の場合のみ)

※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記の③～⑥を提出すること。

※神戸市の入札参加資格がある場合及び直近3ヶ月以内に神戸市経済観光局新産業創造課に別件契約又はプロポーザルのために提出しており、かつ内容に変更がない場合は、③及び⑤の提出は不要。

#### 6 質問票の提出及び回答

##### (1) 受付期間

令和7年2月17日(月)～令和7年3月4日(火) 17時まで

## (2) 提出方法

質問票（様式6号）に必要事項を記載し、本要領11記載の担当部署に電子メールで提出すること。電話等による質問は受け付けない。

## (3) 回答方法

参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の情報については公表しない。

## (4) その他

神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

## 7 企画提案書・見積書の提出

### (1) 受付期間

令和7年2月17日（月）～令和7年3月18日（火）17時まで

### (2) 提出方法

本要領11記載の担当部署に電子メールでデータ（PDF）を送付すること

### (3) 提出書類

#### ①企画提案書（様式不問、A4サイズ）【正本1部、副本1部】

※正本は提案事業者名入りの表紙をつけること。

※副本はいずれのページにも提案事業者名および提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

#### ②見積書（様式自由）

#### ③業務実績調書（様式7号）

#### ④業務実施体制表（様式自由）

※指揮命令系統がわかり、業務の管理責任者が明示された資料を提出すること

#### ⑤管理責任者および主たるスタッフの経歴・従事業務調書（様式8号）

#### ⑥その他補足資料（任意、様式自由）

## 8 選定方法及び結果の通知

### (1) 提案審査会の開催

①日付 令和7年3月24日（月）予定 ※詳細は応募者に別途通知

②場所 三宮ビル東館内

### (2) 審査方法

①審査員は、応募者が企画提案書に基づき行うプレゼンテーションの内容に対する審査を行う。  
なお、参加申込企業が1者の際は、プレゼンテーションは実施せず、企画提案書等を基に審査を行う。

③応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。

④提出された企画提案書等について評価基準に基づき評価を行い、その結果、6割以上の点数を得られなかった場合は契約候補者として選定しない。

⑤審査員は、別紙の評価基準に沿って、100点満点で評価を行う。各審査員の採点による点数が高い順に順位点を1位は1点、2位は2点というように付け、順位点の合計が最も少ない提案者を受託候補者に決定する。

⑥順位点の合計が最も少ない応募者が複数あった場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い応募者を委託候補者とする。

なお、すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

- ・「出店調整」の点数
- ・「事務局体制」の点数
- ・「実績」の点数
- ・「広報」の点数
- ・「見積金額」の点数
- ・「地元企業」の点数

⑦審査員名は、個人情報保護の観点から公表しない。

### (3) 選定結果の通知

令和7年3月下旬を目途に、神戸市ホームページ上に公表するとともに、応募者全員に結果を通知する。ただし、審査の内容等に関する問い合わせは受け付けない。

## 9 契約の締結

- ・「8(1) 提案審査会」における最優秀提案者と契約締結の協議を行う。なお、最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- ・契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。

※なお、本件にかかる令和7年度神戸市予算が成立しない場合は、本公募に基づく契約を締結しないことがある。

## 10 その他

- (1) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 提出された書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (4) 提出された書類については、審査・選定以外の目的に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式9号）」を本要領11記載の担当部署まで電子メールで提出すること。

## 11 問い合わせ先

神戸市経済観光局新産業創造課 板戸・岸本

住所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館8階

電話：078-984-0293 FAX：078-984-0299

E-mail : [shinsangyosozo@office.city.kobe.lg.jp](mailto:shinsangyosozo@office.city.kobe.lg.jp)

(別紙)

評価項目	評価基準	配点
出店調整	業務目的等を十分理解し、円滑に実施できる体制となっているか。 重点地域における取り組みが提案されているか。	25 点
実績	移動販売車の設置・調整・運営に関して、十分な経験と実績を有しているか。	20 点
事務局体制	本業務を遂行するにあたり、管理責任者および担当スタッフが十分に配置されており、事務局体制も整っているか。	25 点
広報	必要かつ効果的なものとなっているか。	10 点
見積金額	価格評価点=10 点満点× (最低提案価格/事業者の提案価格) ※小数点第 1 位四捨五入	10 点
地元企業	提案者の本社所在地が神戸市内であること	10 点
合計		100 点